

名古屋市地域における小学校就学前の子どもを対象とした 多様な集団活動事業の利用支援事業

事業概要

国の幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の幼児で、本市の定める基準に適合した小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児にかかる利用料の一部を保護者に対して給付し、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

対象幼児

本市の住民のうち、対象施設等を概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍している者で満3歳以上の小学校就学前の幼児であること。

※ 認可保育施設や幼稚園に通っている幼児、子育てのための施設等利用給付を受け、認可外保育施設等を利用している幼児は対象外

給付基準額・給付方法

対象幼児1人当たりの給付基準額は、月額上限2万円

対象幼児の保護者から指定された金融機関の口座へ、直接振り込むことにより支給

※ 本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前、過去3か年の平均月額利用料が2万円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該の平均月額利用料

対象施設等

小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を行っている施設等で、基準（裏面参照）や別紙の対象施設フローチャートの内容を満たしており、名古屋市に「基準適合審査申請書（第1号様式）」「必要な添付書類」を提出し、基準に適合していると認められた施設

「利用定員と現員」と「職員の配置」については申請日が属する年度の前年度5月1日時点において基準を満たしている必要があるため、新設の園は対象外となる。

申請書類提出先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所 子ども青少年局 保育部 保育運営課 保育指導係



問い合わせ先

保育運営課保育指導係 基準適合審査について	TEL : 052-972-3972 メール : a3972-02@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp
保育企画室（高岳分室） 支給申請書・実績報告書	TEL : 052-971-1101 メール : a2524-05@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

別表（第2条関係）対象施設等の決定基準

項目	基準の内容
1. 集団活動に従事する者の数	集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳に満たない幼児概ね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児概ね30人につき1人以上であること。ただし、施設等につき2人を下回ってはならないこと。
2. 集団活動に従事する者の資格	集団活動に従事する者の概ね3分の1（集団活動に従事する者が2人の施設等にあっては、1人）以上は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状をいう。）を有する者、保育士若しくは看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者又は都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の4第1項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（1日の利用児童の数が5人以下の施設等に限る。）であること。
3. 設備 (有する場合)	(1) 集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。）及び便所（手洗設備を含む。）があること。 (2) 集団活動室の面積は、概ね児童1人当たり1.65m ² 以上であること。 (3) 必要な遊具、用具等を備えること。
4. 非常災害に対する措置	[建物がある場合] (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 (2) 非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 (3) 集団活動室を2階に置く場合には建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、3階以上に置く場合には耐火建築物とすること。なお、集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、(1)に規定する設備の設置及び(2)に規定する訓練に特に留意すること。 [建物がない場合] 活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。
5. 集団活動内容	(1) 児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。 (2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。
6. 給食 (提供する場合)	児童の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、予め作成した献立に従って調理すること。
7. 健康管理 安全確保	児童の健康観察等を通じて、日々の児童の健康を管理するとともに、児童の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。
8. 利用者への情報提供	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。
9. 備える帳簿	職員及び利用児童の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならぬこと。
10. 会計処理	(1) 財政及び経営の状況について眞実な内容を表示すること。 (2) 全ての取引について正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるよう必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。